

# 新投資口発行届出目論見書の訂正事項分

平成 16 年 1 月

( 第 2 回訂正分 )

ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人

この届出目論見書により行う「ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人」の新投資口 7,387,500,000 円（上限見込額）の募集（一般募集）につきましては、当投資法人は、証券取引法第 5 条により有価証券届出書を平成 16 年 1 月 7 日に関東財務局長に提出し、また同法第 7 条により有価証券届出書の訂正届出書を平成 16 年 1 月 9 日および平成 16 年 1 月 22 日に関東財務局長に提出し、その届出の効力は平成 16 年 1 月 23 日より生じております。

．新投資口発行届出目論見書の訂正理由

平成 16 年 1 月 7 日提出の有価証券届出書並びに平成 16 年 1 月 9 日提出の有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成 16 年 1 月 22 日の役員会において発行価格が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしました。

これに伴い、新投資口発行届出目論見書の関連事項を後記の通り訂正いたします。

．訂正事項

**第一部 証券情報**

第 1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

（ 4 ）発行価額の総額 .....	1
（ 5 ）発行価格 .....	1

.....の部分は訂正部分を示します。

## 第一部 証券情報

### 第1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

(4) 発行価額の総額

7,387,500,000 円 上限

(注)の全文削除

(5) 発行価格

9,850 円

(注1) 発行価格は、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）の定める「投資証券の上場前の公募又は売出しに関する規則」第2条で準用される「上場前の公募又は売出しに関する規則」第3条の2に規定するブックビルディング方式（投資口の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る投資家の需要状況等を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいいます。）により決定しました。

(注2) 発行価格の決定に当たりましては、9,554 円以上 9,850 円以下の仮条件により、ブックビルディングを実施いたしました。  
当該ブックビルディングの状況につきましては、以下の点が特徴として見られました。

申告された総需要投資口数は、発行投資口数上限内におさまったこと。

申告された需要の相当数が仮条件の上限価格に集中していたこと。

従いまして、現在の株式市場の状況、上場日までの期間における価格変動リスクや直近の1口当たり純資産総額等を総合的に勘案し、9,850 円と決定いたしました。

(注3) 本募集は、引受を伴わない一般募集であるため、発行価格と発行価額は同一となり、9,850 円と決定いたしました。

(注4) 販売に当たっては、大阪証券取引所の「ベンチャーファンドに関する有価証券上場規程の特例」に定める投資主数基準の充足、上場後の本投資証券の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。

販売証券会社は、需要の申告を行った投資家への販売については、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格又はそれ以上の需要の申告を行った投資家の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験・知識、投資方針への適合性等を勘案したうえで、販売先および販売投資口数を決定する方針です。

販売証券会社は、需要の申告を行わなかった投資家への販売については、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験・知識、投資方針への適合性、販売証券会社との取引状況等を勘案したうえで、販売先および販売投資口数を決定する方針です。

(注5) 本投資証券に対する金銭の分配の起算日は、平成16年2月1日とします。

(注3, 4)の全文削除および(注5, 6, 7)の番号変更